

最高裁秘書第2431号

平成30年6月8日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

( 理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

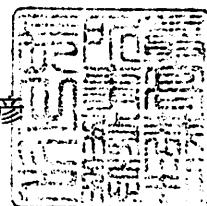
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第12号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年6月6日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成30年6月6日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に法5条2号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

司法研修所いづみ寮におけるインターネット接続環境が分かる文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年3月1日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所が本件対象文書のうち一部不開示としたのは、次の部分である。

(ア) 「携帯電話無線基地局設備利用申込書」の設置場所情報のうち、①住所、店名部分及び②担当者連絡先部分

(イ) 「小電力レピータ設置工事説明資料（「工事対象フロア：いずみ寮A棟1F 2F」とあるもの）」及び「小電力レピータ設置工事説明資料（「工事対象フロア：いずみ寮B棟1F 2F」とあるもの）」の各立面図、簡易配線図・取付予定図、ケーブル配線の設置箇所の写真部分

(ウ) 「平成29年2月28日付け国有財産使用許可書」の物件の詳細、使用許可期間及び使用料、付属書類（配置図、借用面積図）

(エ) 「電気通信設備設置契約書」の①電気通信設備の内容、設置場所、契約期間及び法人の代表者印の印影部分

イ 上記アの(ア)の①、同(ウ)及び同(エ)の各部分には、第三者照会の結果も踏まえると、法人の利益又は営業の秘密にあたる情報が記載されており、これらの情報は、公にすると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報といえるから、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第2号イに定める不開示情報に相当する。

ウ 上記アの(ア)の②の部分には、対外的に公表していない直通電話番号が記載されており、この情報は、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるから、法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

上記アの(イ)の各部分には、庁舎（いずみ寮）の立面図、簡易配線図・取付予定図、ケーブル配線の設置個所を撮影した庁舎内外の写真の情報が記載されており、公にすると庁舎管理事務に支障を及ぼすおそれがある情報といえるから、法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

また、上記アの(ウ)の付属書類には庁舎の配置図、借用面積図の情報が掲載されているが、庁舎においてはセキュリティの確保が要請されている場所があり、当該場所に関する情報は公にすると庁舎管理事務及び警備事務に支障を及ぼすおそれがある情報といえるから、法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

よって、申出に係る文書を一部不開示とした原判断は相当である。